

対象となる旅行

近畿日本ツーリスト各社が取り扱う国内で行われる修学旅行等*1の内、保険期間内（2022年4月1日午前0時から2022年9月30日午後12時まで）に 保険責任期間が開始する旅行

- * 1・近畿日本ツーリスト各社が扱う次の修学旅行等のうち、保険責任期間の開始日が保険期間中にあるもの。
 ・修学旅行等とは、学校の行事（学校が行事に対する責任を負担するものに限り。）という位置づけで実施され、修学旅行、臨海学校、林間学校、スキー教室、宿泊学校等という名称または目的で行われる、教職員が同行する次のいずれかに該当する旅行をいいます。ただし、30日以内の旅行に限り、
 ① 学科単位、学年単位またはそれ以上の単位で実施され、園児・児童・生徒・学生の全員が参加することを原則とする旅行
 ② 学科単位、学年単位またはそれ以上の単位で実施され、園児・児童・生徒・学生が任意で参加できる旅行

保険責任期間

旅行出発日の前日から起算して遡って20日前の午前0時から旅行開始日まで

※保険加入申込時点で発生もしくは発生が予見されていた事故は、補償対象外となります。

※旅行開始時とは、受注型企画旅行契約約款 別紙特別補償規程第2条第3項にて「サービスの提供を受けることを開始した時」として定められている時とします。

補償の概要

事故・損害の定義	保険金をお支払いしない主な場合
<p>【事故の定義】 保険責任期間中に保険対象旅行の旅行参加者が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。以下同様とします。）を発病し、被保険者が保険対象旅行を解除したこと（一部の旅行参加者にかかる保険対象旅行の旅行契約を解除したことを含みます。）。ただし、発病の認定は、医師（旅行参加者が医師である場合は、旅行参加者以外の医師をいいます。）の診断によります。</p> <p>【損害の定義】 「損害」は、受注型企画旅行契約約款 第4章（契約の解除）第16条（旅行者の解除権）第1項および別表第1の1（1）ロからホまでに従って支払う取消料とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者（保険契約者もしくは被保険者の役員または旅行の参加者をいいます以下同様とします。）の故意もしくは重過失または法令違反 ・関係者の資金不足、支払停止、支払不能、債務超過、法的倒産手続開始の申し立てもしくは決定または解散 ・旅行の準備または取決めについての関係者の過失または関係者間の紛争 ・関係者の犯罪行為または闘争行為（労働争議を除きます。） ・保険加入申込時に予定されていた労働争議 ・公権力の行使（関係者の逮捕または出入国拒否等を含みます。また、消防、避難等の防災のための公権力の行使を除きます。） ・政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症。ただし、新型コロナウイルス感染症の発生を除きます。 ・原子力発電所の運転停止に起因する電力不足もしくはこれに起因する停電（予定された停電を含みます。）またはそれらのおそれ ・保険加入申込時に団体旅行キャンセル費用補償特約条項（新型コロナウイルス感染症）第1条（事故の定義）に規定する事故の原因となる事由が発生していたことを被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）における、その事由 <p style="text-align: right;">等</p>

1. ご契約に必要な書類

加入依頼書（学校長印が必要です）

保険のお申し込みに関するご注意

2. 保険申込受付期間

旅行出発日の前日から起算して21日前までとなり、それ以降のお引受けはできません。

★同日までにお申し込み手続き・保険料お支払いを完了いただく必要があります。

★保険加入申込時点で発生もしくは発生が予見されていた事故は、補償対象外となります。

3. 人数変更の場合の対応

★人数が増加した場合：**通知と保険料のお支払が必要です。**

★人数が減少した場合：**保険責任期間開始前にご通知いただいた場合、保険料をご返還いたします。**

保険責任期間開始後は保険料の返還ができません。

4. お申し込みの範囲

対象となる旅行全体についてお申し込みください。

（旅行行程の一部や、参加生徒の一部のみに限定したお引受けはできません）

5. 保険販売中止の可能性について

新型コロナウイルスの急激な感染拡大が発生した場合などは新たなお引受けを停止する場合がございます。

・このパンフレットは「費用・利益保険団体旅行キャンセル費用補償特約条項（新型コロナウイルス感染症）、団体旅行キャンセル費用補償包括契約に関する特約条項、保険料に関する規定の変更特約条項」の概要および保険金額（ご契約金額）等を記載したものです。・本保険は旅行者等を契約者とし、学校等を被保険者とする包括契約です。契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則として契約者が有します。

詳細は契約者が所有する保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

【取扱代理店】

近畿日本ツーリスト株式会社 千葉支店

〒260-0013

千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル6F

TEL:043-227-9401

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

2022年3月31日まで：旅行業営業部

2022年4月1日から 航空宇宙・旅行産業部・旅行産業室